

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、こども一人ひとりや子育て当事者の幸せにつながることはもとより、これからの社会の担い手を育成するという未来に向けた投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

これまで本市では、子ども・子育て支援法等に基づき、5年を1期とする「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」を2期にわたり（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）策定し、「子育てするなら鹿嶋市で！」の基本理念のもと、安心して出産ができ、楽しく子育てをし、こどもが心身ともに健やかに成長することができるまちの実現を目指してきました。

しかしながら、我が国の少子化のスピードは加速しており、その背景として経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなどが指摘されています。また、近年のこども・若者を取り巻く課題は、貧困や虐待、いじめや不登校など多岐にわたっており、地域社会のつながりの希薄化などのさまざまな背景により複合化・深刻化がみられます。

このような中、国において令和5年4月に、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱が示す課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

これを受け本市では、既存の「子ども・子育て支援計画」を基本としながら、「こども大綱」等の内容に合わせた目標や施策の方向性を見直し、課題や取り組みの再検討を行い、新しく「鹿嶋市こども計画」を策定することとしました。

本計画のもと、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、全てのこども・若者や子育て当事者を対象としたこども施策を体系的に推進します。

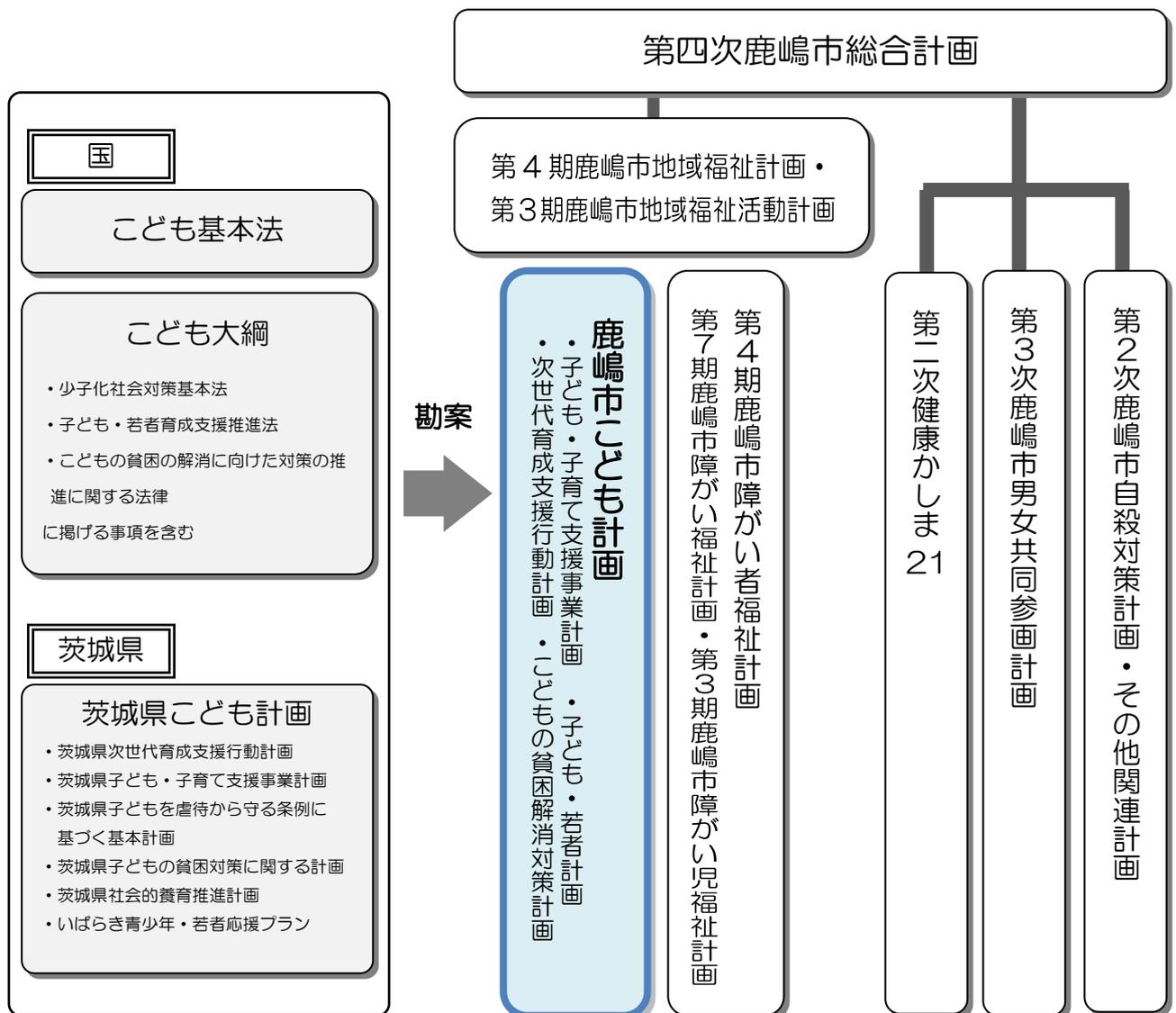
2 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「市町村こども計画」を軸として、次の計画を一体的に定めたものです。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」

また、本市の最上位計画である「第四次鹿嶋市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画」その他、こども・子育て施策に関係する各分野の計画との整合を図っていきます。



さらに、本計画はSDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、本市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程においてSDGsの理念に配慮し、17の目標（ゴール）のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画では、計画の推進を通して「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など本計画と関連する目標の実現を目指します。



資料：国際連合広報センター

(2) 計画の対象

こども基本法では「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく「心身の発達の過程にある者」と定めています。

こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

これらを踏まえ、本計画は本市に住む全てのこども・若者、妊婦、子育て当事者を対象とします。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
第三次鹿嶋市総合計画			第四次鹿嶋市総合計画 基本構想（25年）								
			基本計画（10年）								
			総合戦略（5年）					次期計画			
第3期鹿嶋市地域福祉計画・第2期鹿嶋市地域福祉活動計画				第4期鹿嶋市地域福祉計画・第3期鹿嶋市地域福祉活動計画				次期計画			
第1期		第2期鹿嶋市子ども・子育て支援計画				➡ 鹿嶋市こども計画					

4 計画の策定体制

(1) 鹿嶋市子ども・子育て会議の開催

計画の策定にあたり、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、保護者代表などから構成される「鹿嶋市子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

就学前児、就学児の教育・保育事業、子育て支援サービスの利用状況や利用ニーズ、中学生・高校生相当年齢の子どもも含めた子育て世帯の生活状況のほか、小中学生及び15歳から29歳までの若者の生活実態、将来の見通しなどを把握することを目的に、令和6年5月～6月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果の概要は22ページ以降に記載しています。

(3) 子育て支援事業関係団体等へのヒアリングの実施

子ども・子育て支援に関連する事業や活動に携わっている方々の活動状況や感じている課題等を把握するため、対面またはアンケートによるヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設け計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施しました。